

子どもの権利月間における取り組みについて

11月は

子どもの権利

月間

子どもの権利パネル展

子どもの権利をたくさんの人に知ってもらうために、初めてパネル展を開催することになりました。北広島市子どもの権利条例について、クイズなどを使ってわかりやすく説明していますので、ぜひご来場ください。

※閲覧の際はマスクの着用にご協力ください。

第1弾

11月1日(月)▶10日(水)

8時45分～17時15分

市役所5階 市民ギャラリー

第2弾

11月12日(金)▶17日(水)

7時30分～19時(最終日16時まで)

エルフィンパーク交流広場



けんリーナ

子どもの権利とは？



あんしん い きんり
安心して生きる権利



まも まも きんり
守り、守られる権利



すこ そだ きんり
健やかに育つ権利



さんか きんり
参加する権利

子どもの権利クイズ

きたひろしまし こ きんり じょうれい
北広島市の子どもの権利条例には

4つの大切な権利が書いてあります。

いちばん か きんり
一番はじめに書いてある権利はなんでしょう！



ヒント：○○して生きる権利

電話番号：011-372-3311

北広島市子育て支援部子ども家庭課 Tel:011-372-3311(内線 2213)

子どもの権利パネル展 アンケート集計結果

アンケート総数26(うち9枚は市民ギャラリー分)

- Q1. ^{キタヒロシマシ}北広島市に^{ケンリ}子どもの権利条例があることを知っていましたか？
- 知っていた 少し知っていた(名前を聞いたことがある)
- 9 4
- 知らなかった
- 13
- Q2. ^{ケンリ}子どもの権利パネル展を^{テン}どこで知りましたか？(いくつでも)
- ホームページ ポスター 通りがかって
- 1 1 21
- 友人や家族からの紹介 その他()
- 1 2
- Q3. ^{テン}パネル展の内容は^{ナイヨウ}どうでしたか？
- よくわかった まあまあわかった
- 16 7
- あまりわからなかった わからなかった
- 1 1
- Q4. ^{テン}パネル展で^{インショウ ノコ}印象に残ったことは^{ケンリ}なんですか？(いくつでも)
- ^{ケンリ}子どもの権利条例をもつ市町村の数 ^{ケンリ}子どもの権利条例の内容
- 10 13
- ^{キタヒロシマシ}けんりーナ(北広島市^{ケンリ}子どもの権利キャラクター) ^{ケンリ}子どもの権利クイズ
- 10 12
- その他(^{カンソウ}保護者向けのパネル・イラスト)
- 2
- Q5. ^{テン}パネル展の感想を教えてください。

・北海道の権利条例を持つ市町村の数があまりにも少なくてびっくりしました。これからもこのような展示などを数多く行って全道や全国に広げてほしいと思いました。

・展示されているパネルの内容がリーフレットになってあると、その場限りのものではなくなるのでは？と感じた。しかし、こうした取り組みは大切なことだと感じた。ありがとうございます。もっと宣伝してほしい。

・これからもどんどん広めてください。

・大変よくわかりました。

・わかりやすいパネル展だと思うので、市内各小中学校での巡回パネル展をするとよいと思った。子どもの権利というけれど、旭川のいじめ事件やヤングケアラーなど色々問題を見聞きする。子どもが自ら困ったと情報を発する仕方を、やさしくわかりやすく伝える方法がもっと研究されるべきだと思った。

・イラストが少しこわくて、だけど、しゃんがおもしろかった。

・ぎゃくたいとかなくなって欲しいし、両親が子育てうまくいくような環境になるといいなと思います。ぎゃくたいがわかったら早めに通報して命を助けてほしいし、大人もすぐ相談できる環境になってほしいです。

・文字がもう少し大きいと、子供や高齢者も読みやすいのかなと感じました。

・写真をうつしました。もらいました。

・いじめがはびこる昨今、子どもの権利を守ることは大切だと思います。

・多くの人に周知していく必要を感じます。良い企画と思いました。

・もっと多くの人に知ってもらいたいです。

・とてもよかったです。私自身の子供のころはそういうはありませんでした。これ学校では学ぶことが出来ないの、とてもよかったです。

・このようなPRIはどんどん提示した方がよい。

・権利条例を制定している市町村が極端に少ない印象。法律に格上げされるともっと義務感が生まれると思います。今までの学校教育の「つけ」がここにきているように思います。

- Q6. あなたの年齢を教えてください。
- 小学生 中学生 高校生
- 1 0 0
- 18歳～20代 30代～40代 50代～60代
- 2 8 7
- 70代以上
- 8

子どもたちの権利啓発に力

【北広島】市は、来年度で制定10周年を迎える市子どもの権利条例の普及啓発に力を入れている。小学生以上を対象に、児童センターなどで実施してきた子どもの権利に関する紹介や相談受け付けを本年度から、幼児とその保護者にも拡大。またパネル展で条例の趣旨や内容を広くPRしている。

(後藤耕作)

来年度条例制定10年 市、パネルで解説

幼児と保護者を対象とした条例紹介の様子＝4月（北広島市提供）



条例は2012年度に制定された。18歳未満の子どもたちの権利を保障し、健全育成を支援するのが目的で、大きく「安心して生きる」「健やかに育つ」「守り・守られる」「参加する」の四つの権利を明記。虐待やいじめなどで権利が侵害されないよう、市は相談窓口（☎011・372・6200）を設置している。弁護士や児童相談の専門家らがメンバーの救済委員会もある。

市は本年度から、これまで児童センターなどに出向いて行っていた条例紹介や相談の対象年齢を、自発的に意見を言える子ども以外にも拡大。子育て支援センターなどで幼児と保護者向けにも実施している。

市役所で行われたパネル展



武部明子さんによると、条例が示す権利は「子どもの全体的ことが対象になる」といい、ささいなことでも相談を受け付ける。幼児の保護者からは、1人で担う「ワンオペ育児」などの悩みについて、小学生以上では学校に関する心配ことが寄せられるという。武部さんは「解決の糸口にするためにも、まずは親子で権利を知ってほしい」と話す。

一方、パネル展は、10日まで市役所で実施したの続き、12～17日はJR北広島駅前のエルフィンパーク交流広場で行う。イラストやクイズなどが書かれたパネル11枚で子どもの権利や条例などを解説している。市子ども家庭課は「10年を機に、権利や条例をより広めていきたい」としている。